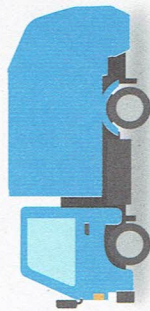
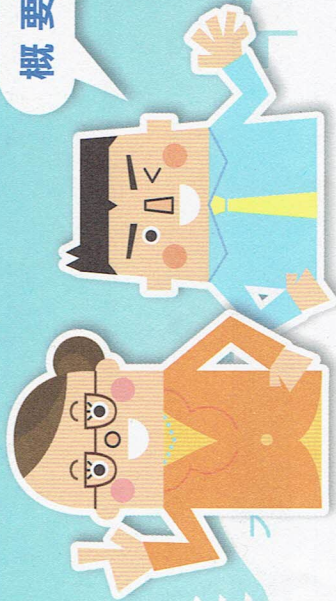


事業者のみなさまへ

廃棄物の処理 適正処置ガイドブック

概要版



平成25年3月
京都市



京都市環境政策局事業系廃棄物対策室
〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384
ヤサカ河原町ビル7F

TEL 075-366-1394 FAX 075-221-6550

京都市 事業系廃棄物

検索



事業系廃棄物の主な分類

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。



事業系廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業所が行う全てのごみが含まれます。

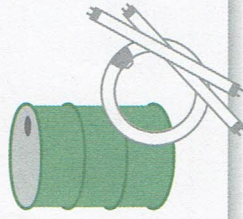
事業系
一般廃棄物
(事業ごみ)

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。例えば、食べ残した物やリサイクルできない紙などが該当します。



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた21種類のものをいいます。



資源ごみ

事業系廃棄物の中には、再生利用が可能なおものが数多くありますので、分別してリサイクルを進めましょう。再生利用が容易なものとして、空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類、金属などが挙げられます。



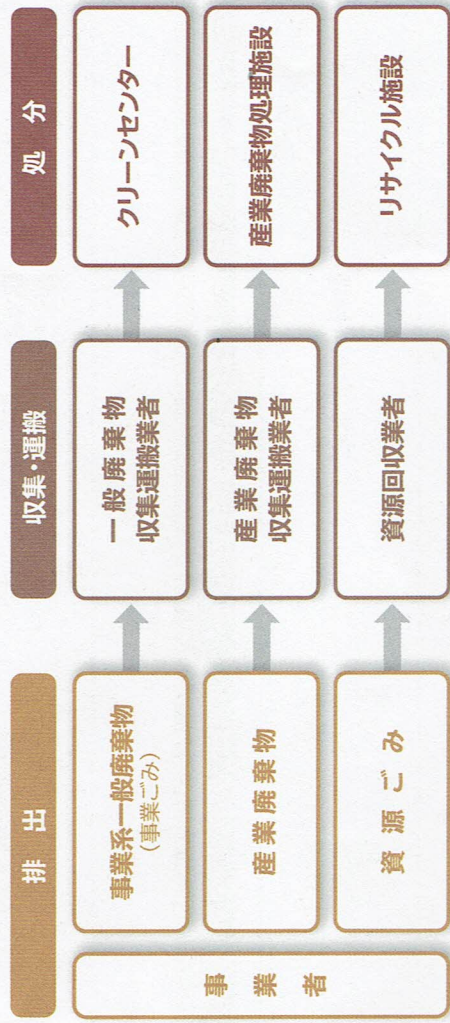
産業廃棄物の種類

1	燃え殻	2	汚泥	3	廃油
4	廃酸	5	廃アルカリ	6	廃プラスチック類
7	ゴムくず	8	金属くず	9	ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず
10	鋳さい	11	がれき類	12	ばいじん
13★	紙くず <small>建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業等</small>	14★	木くず <small>建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、物品賃貸業 ※木製パレット、梱包木材は全業種</small>	15★	繊維くず <small>建設業、繊維工業(縫製を除く)</small>
16★	動植物性残さ <small>食料品・医薬品・香料製造業等</small>	17★	動物系固形不要物 <small>と畜場、食鳥処理場</small>	18★	動物のふん尿 <small>畜産農業、畜産類似業</small>
19★	動物の死体 <small>畜産農業、畜産類似業</small>	20	政令第13号 廃棄物	21	輸入された 廃棄物

★の項目は、指定の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

廃棄物処理の流れ

事業所から排出された廃棄物は、「排出」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

1 自ら処理するか、処理委託を
事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者から委託して処理(収集・運搬、処分)しなければなりません。

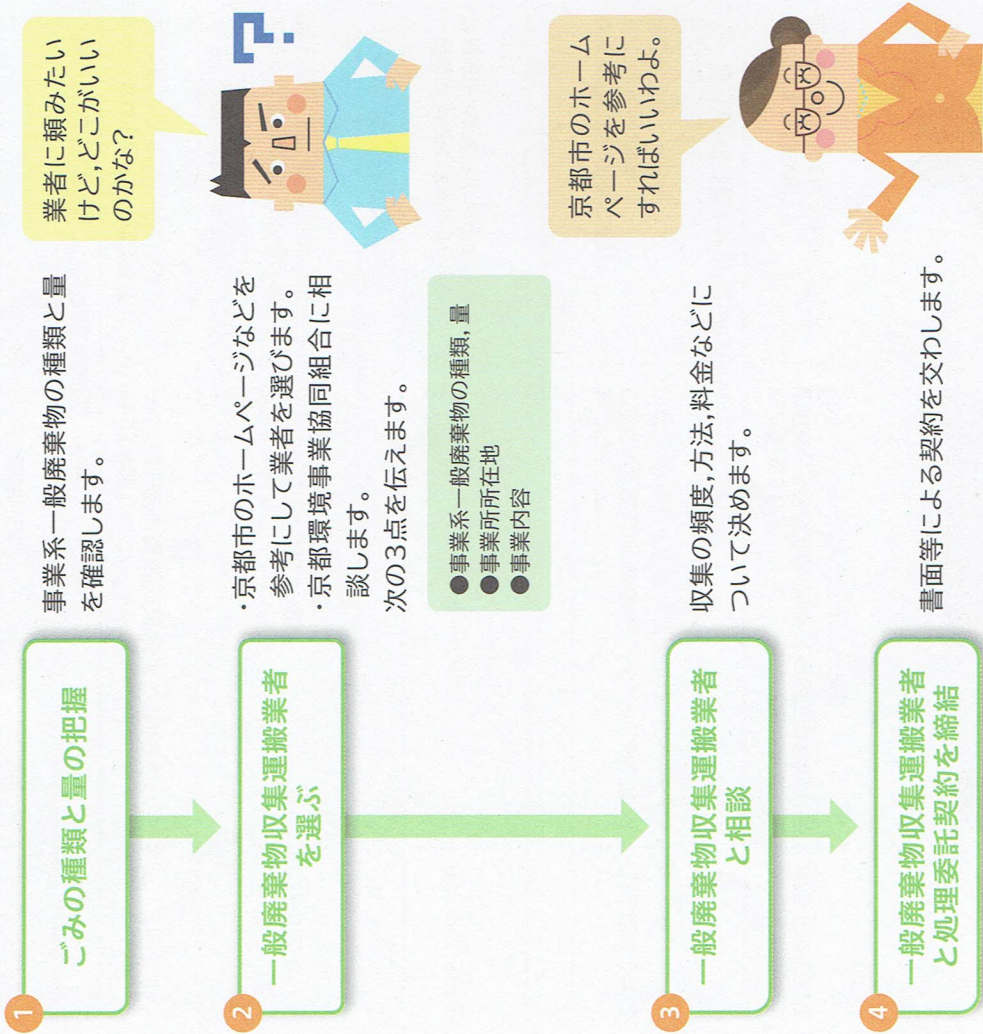
2 廃棄物の再生利用と減量を
廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。

3 製造、販売等の際には工夫を
物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となつた場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

4 国や自治体の施策に協力を
廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

■ 事業系一般廃棄物処理委託契約の流れ

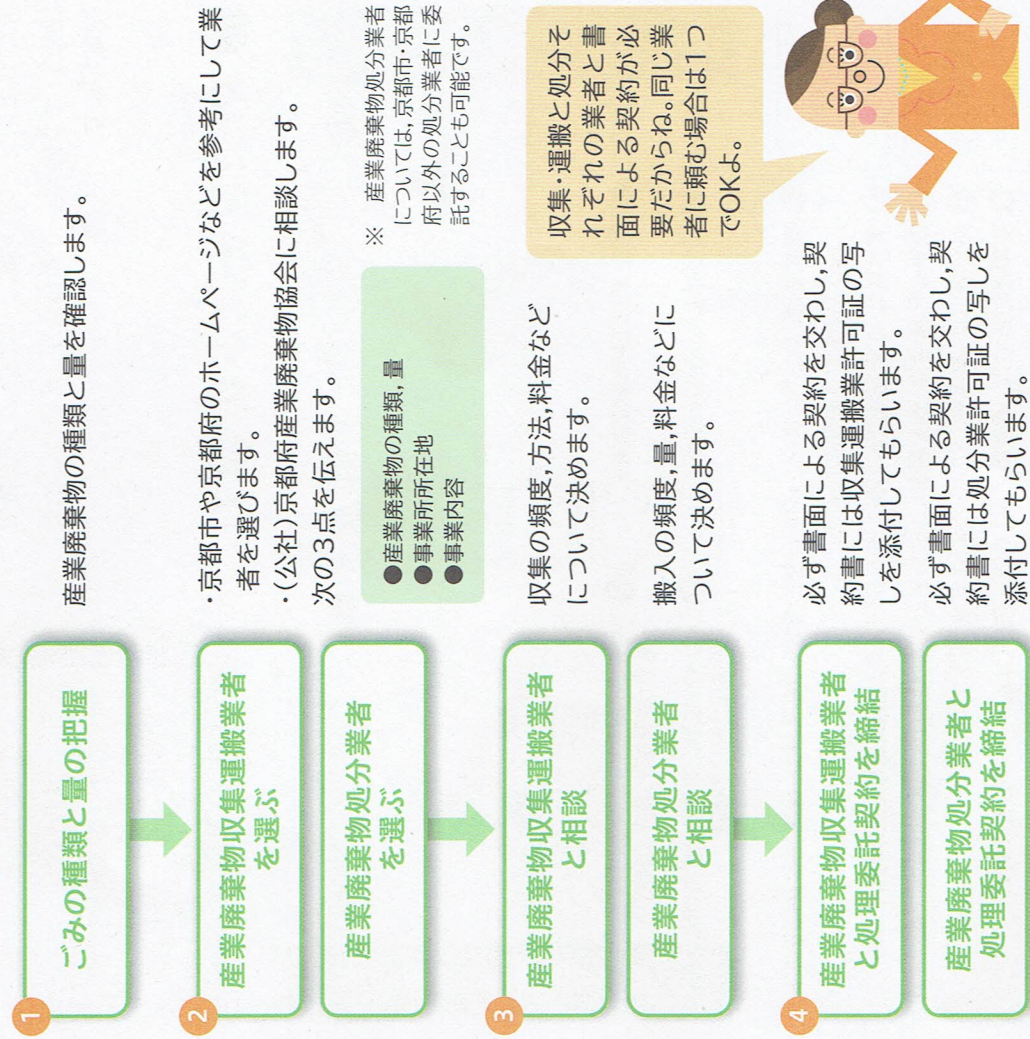
事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります。



⚡ **一般廃棄物収集運搬業者の中には、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者もいます**

■ 産業廃棄物処理委託契約の流れ

産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集・運搬と処分それぞれの業者と書面で契約する必要があります。ただし、収集・運搬と処分を同一の業者に委託する場合は、まとめて契約することもできます。



※ 事業者と収集運搬業者, 処分業者の3者で契約することは違法です。必ず, 事業者と収集運搬業者, 事業者と処分業者の2者の間で契約しましょう。ただし, 収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は, 同一の契約で問題ありません。

ごみ分別表

事業系一般廃棄物(事業ごみ)として処理するもの




<p>ちゅうかい 厨芥類</p>	 <p>食品の売れ残り, 食べ残した物, 調理くずなど</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。 また、自ら搬入することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物(動植物性残さ)です。 ● 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組み必要があります。 ● 水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めましょう。
<p>紙くず</p>	 <p>汚れのついた紙, リサイクルできない紙など</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。
<p>木くず</p>	 <p>木製品, せん定枝など</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。 また、自ら搬入することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

※クリーンセンターへの搬入には、大きさや量についての制限があります。

● 東北部クリーンセンター TEL 075-741-1003

● 南部クリーンセンター TEL 075-611-5362

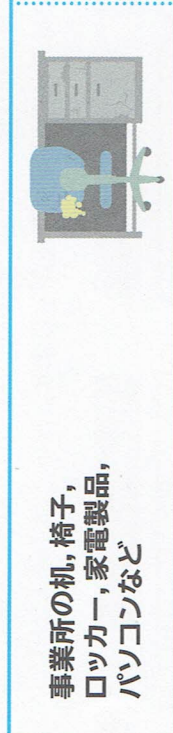
産業廃棄物として処理するもの

<p>プラスチック類</p>	 <p>弁当・カップめんの容器, ラップ類,トレイ,ビニール袋, 発泡スチロール,化学繊維など</p>	
<p>金属類</p>	 <p>刃物類,スプレ一缶, 一斗缶, 金具類など</p>	
<p>ガラス 陶磁器類</p>	 <p>コップなどのガラス類, 陶器類など</p>	<p>産業廃棄物処理業者に委託してください。</p>



蛍光灯
電池類

蛍光灯, 乾電池,
ボタン電池,
充電電池など




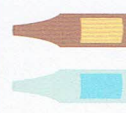

その他
(大型ごみ
など)

事業所の机, 椅子,
ロッカー, 家電製品,
パソコンなど


産業廃棄物処理業者に委託してください。
テレビ, エアコン, 冷蔵(凍)庫, 洗濯機, 衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。
販売店やメーカーにお問い合わせください。

※産業廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできません。

資源としてリサイクルするもの


缶	 <p>飲料用の缶など</p>
びん	 <p>飲料用のびんなど</p>
ペットボトル	 <p>飲料用などの ペットボトル</p>

産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託してください。
缶やびんなどは, 再生利用が可能なので分別し, リサイクルしましょう。

古紙	 <p>新聞, 雑誌, 段ボール, OA古紙, シュレッダーくず, 機密書類, 雑がみ(メモ用紙, 郵便物, 封筒, 紙袋, ボール紙, 空き箱, パンフレット, カタログなど)</p>
----	--

種類ごとに分別し, 一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託してください。
再生利用可能な古紙を廃棄物として処理することは避けましょう。

- 古紙の取扱いについては, 委託業者に確認してください。

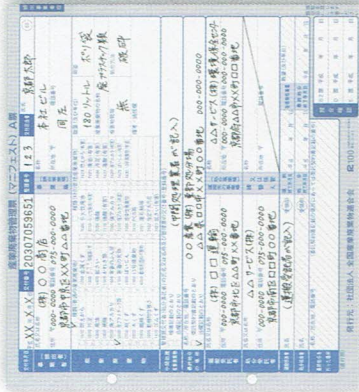
古布	 <p>不要になった衣類など</p>
----	---

事業系一般廃棄物として処理することもできますが, できる限りリサイクルしましょう。

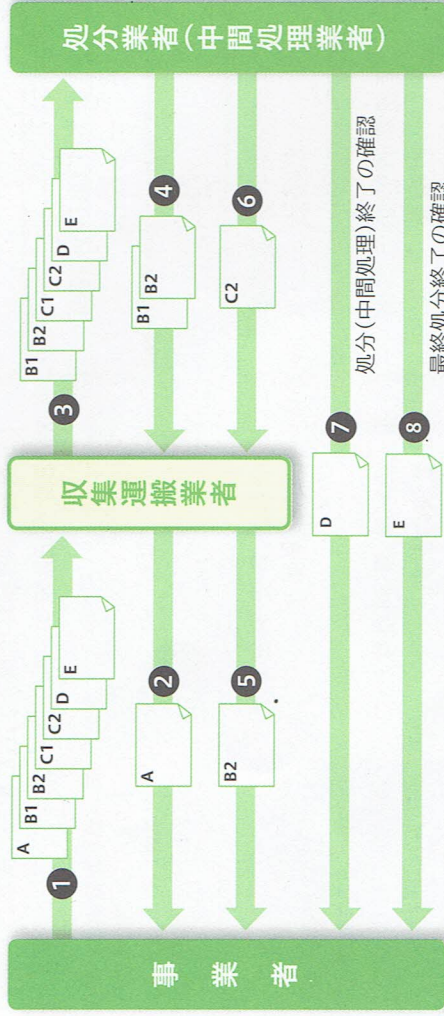
- 化学繊維製品は産業廃棄物です。
- 建設業, 繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要があります。マニフェストには、「誰に」「どの」ような廃棄物を「どう」処理してもらうか」ということを記載します。



マニフェストの流れ



- 事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、確認の上、廃棄物と共にマニフェストの7枚全てを収集運搬業者に交付
- 事業者は、収集運搬業者の署名が入った[A票]を控えとして受け取って保存
- 収集運搬業者は、処分業者に[B1・B2・C1・C2・D・E票]を回付
- 処分業者は、署名後[B1・B2票]を収集運搬業者に返却
- 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に[B2票]を事業者に送付
- 処分業者は、処分終了後10日以内に[C2票]を収集運搬業者に送付
- 処分業者は、処分終了後10日以内に[D票]を事業者に送付
- 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に[E票]を事業者に送付

お問合せ

京都市環境政策局事業系廃棄物対策室

〒604-0924
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384
ヤサカ河原町ビル7F
075-366-1394

京都市環境政策局北部環境共生センター

〒602-8061
京都市上京区中立売通油小路東入甲斐守町100
075-451-0211

京都市環境政策局南部環境共生センター

〒601-8444
京都市南区西九条森本町83
(財)京都市環境事業協会2F
075-671-0511

京都環境事業協同組合

〒601-8317
京都市南区吉祥院新田式ノ段町65
<http://www.k-kankyou.ne.jp>
075-691-5516

(公社)京都府産業廃棄物協会

〒601-8027
京都市南区東九条中御霊町53-4 Johnsonビル2F
<http://www.kyoto-sanpai.or.jp>
075-694-3402

(一社)京都府産業廃棄物3R支援センター

〒615-0801
京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館内2F
<http://www.kyoto-3rbiz.org>
075-322-0530



処理業者の最新情報はホームページでも確認できるわよ。

